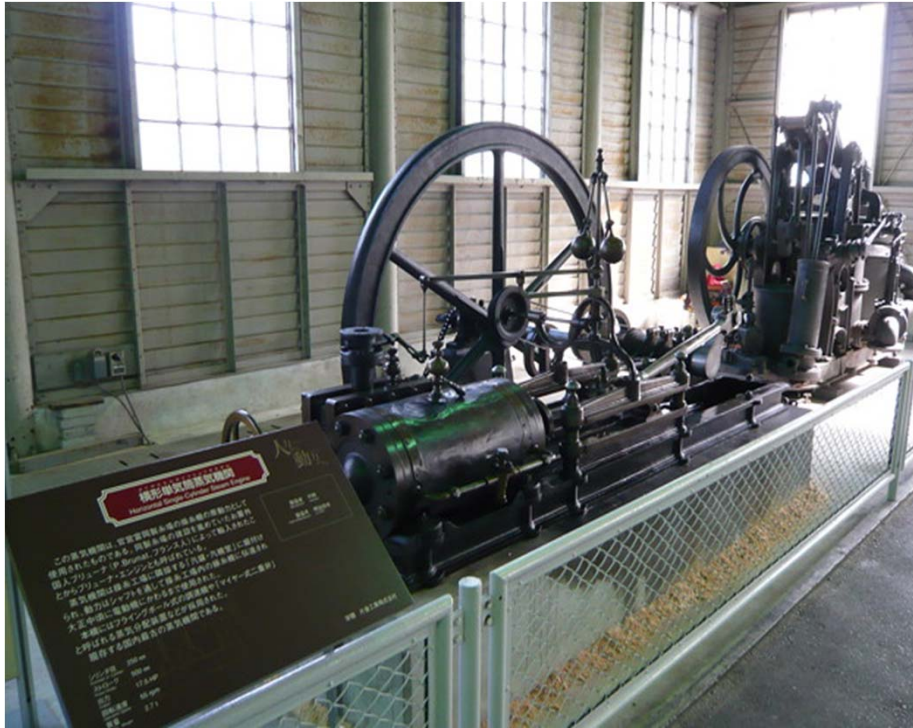


動産評価のご案内



機械設備、船舶、航空機などの動産の時価を、国際標準の適正な評価手法を用いて評価いたします。

動産評価が必要となる主なケース

IFRS ※1

国際財務報告基準

- 日本では2010年3月期より任意適用開始。IFRS13（公正価値測定）が2011年5月より公表されており、資産の時価評価がより重要となります。

ABL ※2

(Asset Based Lending)

- 機械設備、在庫や売掛債権を担保とする資金調達手法。金融円滑化法の代替手法として注目されています。

M&A

- DD(デューデリジェンス)にあたって、企業が所有する資産の適正な時価評価が必要となります。

会社更生

- 会社更手続きにおける財産評定、更生担保権の目的である財産の把握にあたって評価が必要となります。

※1 IFRS(International Financial Reporting Standards)「国際財務報告基準」とは、国際会計基準審議会（IASB）及びIASBの前身である国際会計基準委員会（IASB）により設定された会計基準並びにIFRS解釈指針委員会（IFRIC）及びIFRICの前身である解釈指針委員会（SIC）により発表された解釈指針の総称です。

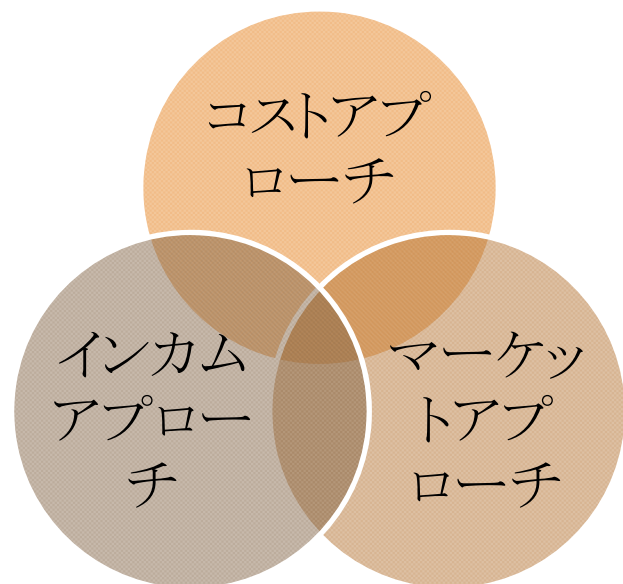
※2 ABL(Asset Based Lending)とは、動産や売掛債権を担保とし、その評価・モニタリングを通じ企業実態を把握しながらリスク管理を行う融資手法であり、「動産・債権担保融資」などと訳されます。担保となる動産には、流動資産である在庫のほか、固定資産である機械設備も含まれます。



評価の目的となる動産の種類



評価の方法



- IVS「国際評価基準」※ に準拠した報告書を作成します。
 - 原則として価値評価の三手法の適用を検討し、案件に応じて全て又は一部の手法を採用します。採用しなかった手法については、採用しなかった理由を明確にします。
 - 国際標準の原則や用語を採用し、IVSの必要記載事項を網羅した国際社会に受け入れられる報告書をご提供します。
- 不動産鑑定評価の豊富な経験を活かし、論理的で説得力のある報告書を作成します。

※ IVS(International Valuation Standards)「国際評価基準」とは、英国及び米国の不動産鑑定評価団体が設立した国際評価基準審議会（IVSC）に設置された国際評価基準作成委員会（IVSB）が策定した国際的な評価基準です。IVSCは、本部をロンドンに置く独立した非営利の民間団体です。

なお、わが国の評価基準は、現行では不動産鑑定評価基準であり、不動産だけでなく動産、知的財産権等も対象とするIVSとの関連は限定的です。

近時の評価実績

半導体工場

- 機械・設備及び不動産の工場財団としての評価。
- 既存評価書に対するセカンドオピニオン業務。

製造工場

- 機械・設備及び不動産の工場財団としての評価。

船舶

- 期末の時価評価。対象船舶の耐用年数についての意見を付記。

発電設備

- 地熱発電調査井の評価。地熱発電所の建設・運営をシミュレーションのうえ、収益価格を求めたケース。

